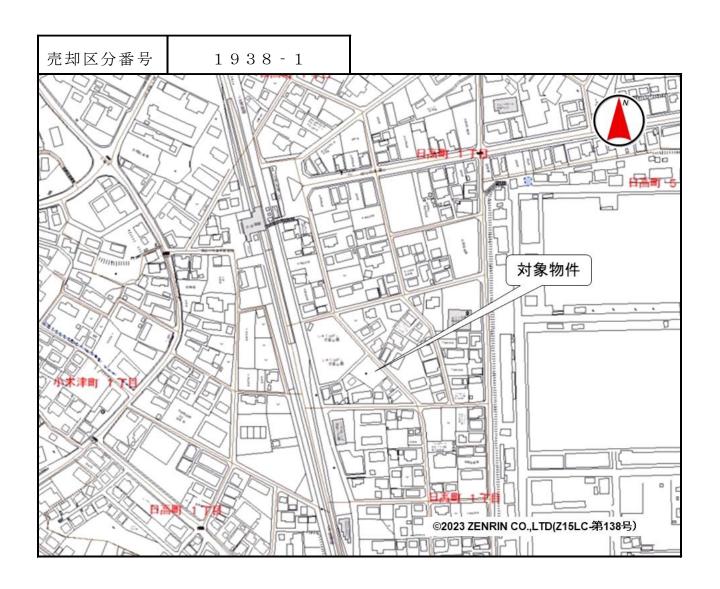
売却区分番号 1938-1 見積価額 ¥11,500,000 公売保証金 ¥2,000,000 財産の表示 1所在
財産の表示 1 所在
地番
地積 726 平方メートル 以上登記簿による表示 公法上の規制 市街化区域 第二種住居地域 建ペい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地盤・地勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管理 状 況 等 # 華が繁茂しています。 管理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
地積 726 平方メートル 以上登記簿による表示 公法上の規制 市街化区域 第二種住居地域 建ペい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地盤・地勢 おおむね平坦 使用状況等 雑草が繁茂しています。 管理状況等 一 特記事項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
以上登記簿による表示 公法上の規制 市街化区域 第二種住居地域 建ペい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地盤・地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 中
以上登記簿による表示 公法上の規制 市街化区域 第二種住居地域 建ペい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地盤・地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 中
公法上の規制 市街化区域 第二種住居地域 建ペい率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
建ペル率 60% 容積率 200% 建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
建築基準法第22条適用区域 立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 日 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
立地適正化計画 都市機能誘導区域 居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
居住誘導区域 茨城県景観形成条例 接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
茨城県景観形成条例
接 道 状 況 北東側 幅員約6.0メートル 舗装市道 等高接面 北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地 盤 ・ 地 勢 おおむね平坦 使 用 状 況 等 雑草が繁茂しています。 管 理 状 況 等 一 特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
北西側 幅員約4.0メートル 舗装市道 等高接面 地盤・地勢 おおむね平坦 使用状況等 雑草が繁茂しています。 管理状況等 - 特記事項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
地盤・地勢 おおむね平坦 使用状況等 雑草が繁茂しています。 管理状況等 - 特記事項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。
使用状況等 雑草が繁茂しています。 管理状況等 - 特記事項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
管理状況等 - 特記事項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
特 記 事 項 1 買受人の資格その他の要件 農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
農地につき「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
2 埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていませんが、「池口遺跡」に隣接しているため、
開発行為を行う場合には日立市郷土資料館(電話0294-23-3231)にお
問い合わせください。
住 居 表 示 等 茨城県日立市日高町一丁目123番
最 寄 駅 等 JR (東日本) 常磐線 小木津駅 南東方約0.2キロメートル
そ の 他 事 項 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
留 意 事 項 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公
売へご参加ください。
1 公売財産の面積等は公簿上によるものです。あらかじめその現況及び関係公簿等
を確認してください。
2 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関(国)は、担保責任 ************************************
等を負いません。
3 執行機関(国)は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に 対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任
対して明復しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて真気人の責任
において打りことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路(私道)の利用については道路
所有者とそれぞれ協議してください。





売却区分番号

1 9 3 8 - 1



